

契 約 書

(以下「甲」という)と、セディアマーケティングジャパン株式会社
(以下「乙」という)とは、雇用コンサルティング委託に関し、下記の通り契約する。

第1条 甲は乙に対し、人材採用に関する雇用コンサルティングを委託し、乙はこれを受諾する。

第2条 甲は乙の雇用コンサルティングにより人材を採用決定した場合、雇用コンサルティング料として、採用決定者の想定年収の30%を乙に支払うものとする。

第3条 本件業務の遂行に要する費用(情報費・通信費・交通費・交際費など)は、乙が負担する。
但し、あらかじめ甲が同意した費用に限り、甲が負担する。

第4条 雇用コンサルティング料は、採用決定者の入社日から起算して14日以内に
請求額の全額を現金にて支払うものとする。(消費税別途)

第5条 採用決定者が、入社日以降、6ヶ月以内に本人の責めに帰すべき理由で、
甲との雇用契約を終了した場合は、乙は第2条に基づき支払われた
雇用コンサルティング料の内、下記の通り甲に返還するものとする。

1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	80%
3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	50%
6ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	20%

第6条 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。
但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲・乙いずれか一方による解約の申し出が
ない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。又、以降も同様とする。

第7条 甲・乙双方は、この契約に関連して相手方から得た情報を一切、外部に漏らしては
ならない。本契約が、解約終了した後も同様である。

第8条 本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意をもって協議するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

〒545-0053

大阪市阿倍野区松崎町 2-6-43 アゾンビル

セディアマーケティングジャパン株式会社

代表取締役 西川 雅夫

印

印